

市原管理事務所管内盛土補修設計

特記仕様書（案）

令和 8 年 1 0 月

東日本高速道路株式会社 関東支社
市原管理事務所

目 次

第1章 総則	1
1－1 調査等概要	1
1－2 適用する共通仕様書	1
1－3 テクリスへの登録	1
1－4 履行期間	2
1－5 資料 の貸与	2
1－6 受注者相互の協力	3
1－7 計画工程表	3
1－8 調査等打合せ簿の作成及び提出について	5
1－9 成果品	5
1－10 三者協議会について	5
1－11 ウィークリースタンスの取組みについて	5
第2章 業務細部に関する事項	6
2－1 業務概要	6
2－2 安定解析	6
2－3 高盛土の安定解析	6
2－4 詳細図作成	6
2－5 工事発注用図面作成	7
2－6 工事発注用数量表作成	7
2－7 現地踏査	7
2－8 打合せ	8
2－9 交通費・宿泊費	8
第3章 補足事項	9
3－1 業務の変更及び追加について	9

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名

市原管理事務所管内 盛土補修設計

1-1-2 道路名

首都圏中央連絡自動車道

1-1-3 履行箇所

自) 千葉県山武市矢部 山武成東 IC (223.6K P)

至) 千葉県茂原市柴名 茂原北 IC (243.2K P)

1-1-4 主な履行内容

内訳書の項目	数量	単位	備考
土質地質調査			
安定解析	1	断面	
安定解析 対策工法の検討	1	箇所	
高盛土の安定解析	2	断面	
高盛土の安定解析 対策工法の検討	2	斜面	
附帯工設計			
詳細図作成等	1 5	枚	
工事発注用図面作成			
図面修正	6	枚	
工事発注用数量表作成			
工事目的物別数量総括表	0 . 4 7	k m	
工事目的物別代価表作成	1	工事	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子

メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1－3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- （１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から 15 日以内
- （２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 15 日以内
- （３）完了時は、完了届提出日の翌日から 15 日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式－1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 300 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1－5 資料の貸与

共通仕様書 1－15－1 及び 5－2－3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督

員より通知する。

貸与品	形式	貸与時期	備考
既設盛土補強の設計・施工に関する技術資料 (令和6年7月)	電子データ	契約締結後	
管理用平面図、完成平面図、完成横断面図、工事しゅん工図	電子データ	契約締結後	
関東支社・新潟支社管内 航空レーザ測量 および災害リスク分析業務 成果品 (令和5年1月)	電子データ	契約締結後	
関東支社管内 盛土のり面性状調査 成果品	電子データ	契約締結後	
令和5・6・7年度のり面性状評価業務 成果品	電子データ	契約締結後	
過年度土質調査成果品	電子データ	契約締結後	
市原管理事務所管内 土質調査報告書 (履行期間中業務)	電子データ	契約締結後	

1-6 受注者相互の協力

共通仕様書1-20「受注者相互の協力」に示す「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
市原管理事務所管内 土質調査	令和8年3月18 日～令和9年8月 9日	応用地質 (株)	東日本高速道路 (株)	隣接施工

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の計画工程表の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は、共通仕様書1-9-3「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種別	項目	備考
土質地質調査	安定解析	
	高盛土の安定解析 常時の安定解析	
	高盛土の安定解析 レベル1 地震時の安定解析	
	高盛土の安定解析 レベル2 地震時の安定解析 (盛土高15m以上30m未満)	
	高盛土の安定解析 対策工の個別検討	
附帯工設計	附帯工設計 詳細図作成等 のり面工詳細図作成	
	附帯工設計 詳細図作成等 設計協議説明用図面作成	
	工事発注用図面作成 図面修正B	
	工事発注用図面作成 図面修正C	
	工事発注用図面作成 数量計算	
	工事発注用図面作成 工事目的物別数量総括表	
	工事発注用図面作成 工事目的物別代価表作成	
	打合せ	

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書1-2-2「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第1-4号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書1-1-4-3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いを受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1－8 調査等打合せ簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1－22 「打合せ」に規定する調査等打合せ簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合せ簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1－9 成果品

共通仕様書 1－45－1 「成果品」によらず下記の通りとする。

- （1） 受注者は、業務完了届提出の概ね 30 日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。
- （2） 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- （3） 報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

1－10 三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者として協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

1－11 ウィークリースタンスの取組みについて

ウィークリースタンスの取組みとは、受発注者間における仕事の進め方として、一週間にわたる受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、職場の創造に努めることを目的とした取組みであり、本業務において積極的に取組むこととする。

取組み内容は、契約締結後の打合せにおいて監督員と受注者との協議の上実施する取組み事項を定め、工事打合せ簿を作成し相互に確認するものとする。

あらかじめ定めた取組み事項を実施できない事象が生じた場合の取扱いについては、その都度監督員と受注者と協議の上定めるものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務概要

本業務は、市原管理事務所管内で予定されている脆弱岩対策等予定斜面に対し斜面安定解析を行い、適切な対策工を検討したうえで工事発注用図面作成を行う業務である。

2-2 安定解析

安定解析とは、共通仕様書3-4-6「沈下及び安定解析」の規定に従って、盛土高さ15m未満の盛土のり面の安定解析、対策工法の検討を行うものである。

2-3 高盛土の安定解析

高盛土の安定解析とは、盛土高さ15m以上の盛土のり面について、盛土のり面の安定を確認するために、常時及び地震時の安定計算並びに変形計算を行うものである。安定検討に用いる土質定数は、既往調査から得られた土質試験結果を参考に決定するものとする。なお関連の調査等業務の結果より安定解析の断面数または対策箇所数に変更となった場合、別途指示するものとする。

(1) 常時の安定検討

常時の安定検討とは、常時における円弧すべり法による安全率を算定し、盛土の安定性を評価するものである。

(2) レベル1地震時の安定検討

レベル1地震時の安定検討とは、レベル1地震時における地震力を考慮した状態で円弧すべり法（震度法）による安全率を算定し、盛土の安定性を評価するものである。

(3) レベル2地震時の安定検討

レベル2地震時の安定検討とは、レベル2地震時における地震力を考慮した状態で円弧すべり法（震度法）によりすべり面を決定し、ニューマーク法により残留変位量を算定し、盛土の安定性を評価するものである。

(4) 対策工の個別検討

対策工の個別検討とは、安定検討結果に基づき施工性・経済性等を考慮し現地の諸条件に最も適した対策工を検討し、概略平面図および検討断面での横断図を作成するものである。検討内容は対策工の選定（工種および配置、構造、数量および工事費概算比較検討表の作成）、施工要領（施工順序および注意事項）である。

斜面 No.	盛土高さ
02-02-01	15m以上30m未満
4573	15m以上30m未満

2-4 詳細図作成

詳細図作成とは、監督員の指示に従い図面作成等を行うものである。詳細は下記のとおりとする。なお、図面作成内容、枚数および難易度に変更がある場合は監督員等と受注者

とで協議のうえ決定するものとする。

契約項目	難易度	枚数	備考
のり面工詳細図作成	簡単	1 斜面あたり 4 枚程度	本特記仕様書 2-2、2-3 (4) での検討内容を踏まえの り面工詳細図を作成するもの
設計協議説明用図面作成	普通	1 斜面あたり 1 枚程度	本特記仕様書 2-2、2-3 (4) での検討内容を踏まえ施 工ステップ図を作成するもの

2-5 工事発注用図面作成

工事発注用図面作成とは、共通仕様書 5-1 1 「工事発注用図面作成」の規定に従って図面修正および数量計算を行うものであり、図面の区分、成果品項目及び図面の修正率は、下記のとおりとする。

また、対策工の個別検討を行った斜面については本特記仕様書 2-2、2-3 (4) および 2-4 での検討内容に基づき作成するものとする。

なお、図面作成内容、枚数、修正率および難易度に変更・追加がある場合は監督員等と受注者で協議のうえ決定するものとする。

項目	図面修正率	難易度区分	図面の内容	枚数	備考
図面修正 B	30%	複雑	平面図	1 斜面 あたり 1 枚程度	貸与する管理用平面 図を編集し作成する もの
図面修正 C	50%	簡易	横断図	1 斜面 あたり 1 枚程度	貸与する完成図を編 集し、中心 100m ごとにまたは、地形 変化点ごとに作成す るもの

2-6 工事発注用数量表作成

工事発注用数量表作成とは、共通仕様書 5-1 2 「工事発注用数量表作成」の規定に従って作成するものをいい、設計の区分は下記のとおりとする。

内訳書の項目	設計の区分
工事目的物別数量総括表	一般土工
工事目的物別代価表作成	一般土工

2-7 合同現地踏査

合同現地踏査は次に示すとおり行うものとする。

内訳書の項目	設計の区分	発注の区分	設計する合計箇所区分	備考
合同現地踏査	附帯構造物設計	単独発注	3箇所以下	

2-8 打合せ

打合せ回数は、当初・中間・最終打合せ、業務内容確認検査及び完了検査（web）を含め5回を標準とする。打合せの検束数量は1式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ方式は対面での開催を基本とし、打合せ場所は、東日本高速道路株式会社市原管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

また、Web カメラ及びWeb 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-9 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費とは、業務の現地踏査および対面方式での打合せに必要な交通費・宿泊費のことをいう。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

第3章 補足事項

3－1 業務の変更及び追加について

- (1) 対策工法の検討結果により、詳細図作成や図面修正等の業務の変更、対策工詳細設計を追加する場合がある。

【様式－１】

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社

支社長 殿

住所

会社名

代表者

履行期間通知書

(調査等名)

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

以 上